

告示

埼玉県告示第三百五十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和四年四月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ミネビル

埼玉県羽生市南四丁目二百五十五、二百五十六、二百五十七、二百五十八―
一、二百五十九―一、二百六十一―一、二百六十一―二、
二百六十二―一、二百六十二―二、二百六十四―一、二千六百三十九―一、
二千六百六十六―一

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） キッコーミネ株式会社 代表取締役 峯功一

埼玉県羽生市南七丁目五番地十

（変更後） キッコーミネ株式会社 代表取締役 峯隆敏

埼玉県羽生市南七丁目五番地十

キッコーミネ株式会社 代表取締役 峯智美

埼玉県羽生市南七丁目五番地十

ハ 変更年月日

平成三十年二月二十六日外

ニ 届出年月日

令和四年二月二十二日

二 縦覧期間

令和四年四月十二日から令和四年八月十二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺

の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に
対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和四年四月十二日から令和四年八月十二日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課